

横須賀市報

第 1789 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上 地 克 明
25日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例	
◇横須賀市市税条例中一部改正	14579
告 示	
◇デュオよこすか等の供用の休止について	〃
◇指定代理納付者の指定について	〃
◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について	14580
◇包括外部監査契約の締結について	〃
◇指定代理納付者の指定について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇収納事務の委託について	14581
◇地縁による団体の告示事項の変更について	14582
◇収納事務の委託について	〃
◇徴収事務の委託について	14583
◇徴収事務の委託について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	〃
公 告	
◇住民票の職権消除について	14584
◇開発行為の工事完了について	〃
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達	14585
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
訓 令 甲	
◇公文書管理規程中一部改正	〃
上下水道局告示	
◇収納事務の委託について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定下水道工事店の継続指定について	14586
◇指定下水道工事店の所在地の変更について	〃
教育委員会規則	
◇生涯学習センター条例施行規則中一部改正	14587
教育委員会告示	
◇横須賀市立中央図書館等の供用の休止について	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃
正 誤	

条 例

横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第31号 (令和2年4月1日 掲 示 済)

横須賀市市税条例の一部を改正する条例
横須賀市市税条例(昭和46年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。
第18条の4第1項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第65号 (令和2年3月31日 掲 示 済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年4月1日から同月27日まで施設の全部又は一部の供用を休止します。

令和2年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

休止する施設

- 1 デュオよこすか
- 2 横須賀市立市民活動サポートセンターの一部並びに横須賀市立追浜市民活動サポートセンター及び横須賀市立久里浜市民活動サポートセンター
- 3 田浦コミュニティセンター、逸見コミュニティセンター、衣笠コミュニティセンター、池上コミュニティセンター、大津コミュニティセンター、浦賀コミュニティセンター(分館を含む)、鴨居コミュニティセンター、北下浦コミュニティセンター、長井コミュニティセンター、武山コミュニティセンター及び西コミュニティセンターの各一部
- 4 横須賀市健康増進センター
- 5 横須賀市勤労福祉会館の一部
- 6 横須賀市立追浜青少年の家、横須賀市立逸見青少年の家、横須賀市立坂本青少年の家、横須賀市立青少年会館、横須賀市立本公郷青少年の家、横須賀市立衣笠青少年の家、横須賀市立池上青少年の家、横須賀市立森崎青少年の家、横須賀市立大津青少年の家、横須賀市立浦賀青少年の家、横須賀市立鴨居青少年の家、横須賀市立久里浜青少年の家、横須賀市立北下浦青少年の家、横須賀市立武山青少年の家及び横須賀市立大楠青少年の家
- 7 横須賀市立船越老人福祉センター、横須賀市立本町老人福祉センター、横須賀市立池上老人福祉センター、横須賀市立鴨居老人福祉センター、横須賀市立北下浦老人福祉センター及び横須賀市立秋谷老人福祉センター
- 8 横須賀市立公郷老人憩いの家
- 9 ヴェルニー公園及びペリー公園の各一部

横須賀市告示第66号 (令和2年4月1日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 静岡県沼津市大手町五丁目6番7号
スルガカード株式会社
 - (2) 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

横須賀市告示第67号 (令和2年4月1日) 掲 示 済

令和2年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第68号 (令和2年4月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和2年4月1日
2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の合計額
3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
稲垣 正 人
横浜市青葉区美しが丘西1丁目24番地1
4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

横須賀市告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和2年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
横浜市神奈川区栄町3番地4パシフィックマークス横浜イースト4階
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏横浜支店
2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
オリンピックチケットの売払いに係る代金
3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年5月1日から同年9月30日まで

横須賀市告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和2年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 受託者の住所・氏名等

Table with 3 columns: 住 所, 氏 名, 収 納 事 務. Row 1: 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号, 株式会社トラストバンク 代表取締役 川 村 憲 一, 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に定める寄附金(横須賀応援ふるさと納税に限る。)

Table with 3 columns: 所在地, 代表者, 使用料. Row 1: 東京都千代田区一番町25番地, 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉 本 和 彦, 交付に係るものに限る。)及び同表第2項第2号に定める手数料(住民基本台帳法第12条第5項の規定に基づく交付に係るものに限る。)並びに印鑑条例第6条第4項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの

丁目16番15号	会社 取締役社長 大 嶋 聡	表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、オ及びキに定める使用料を除く。）	横須賀市小川町11番地	C S Y ・ 新 生 ビ ル テ ク ノ 共 同 事 業 体 代表者 一般財団法人 シティサポートよこす か 代表理事 竹 内 英 樹	園、浦賀7丁目公園、久里浜公園、長沢村岡公園、富浦公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、カ及びキに定める使用料を除く。）
横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横須賀緑化造園協同組合 共同事業体 代表者 一般財団法人 シティサポートよこす か 代表理事 竹 内 英 樹	不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ及びキに定める使用料を除く。）	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大 嶋 聡	公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項に定める手数料並びに同条例第34条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園及び根岸公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ及びキに定める使用料を除く。）	横須賀市夏島町19番地	住友重機械エンバイロメント株式会社環境技術センター センター長 知 久 治 之	手数料条例別表第5第1項第2号ウ及び同項第3号に定める手数料
横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク 共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	田浦梅の里、衣笠山公園、しょうぶ園、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部及びキに定める使用料を除く。）	横浜市中区長者町八丁目134番地	株式会社リスコム 代表取締役 瀧 澤 聡	横須賀港港湾施設使用条例第6条に定める使用料
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀花の国・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大 嶋 聡	くりはま花の国及びペリー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ及びキに定める使用料を除く。）	横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号第三セキビル	サカタのタネグリーンサービス株式会社 代表取締役 岩 井 雅 彦	港湾緑地条例第10条第2項に定める使用料
横須賀市本町二丁目1番地	公益社団法人横須賀市シルバー人材センター 理事長 郡 隆 信	横須賀市漁港管理条例第12条第1項に定める使用料（漁港区域内駐車場に係るものに限る。）	横須賀市告示第78号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。 令和2年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明	2 委託の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ~~~~~	
横須賀市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前 川 龍 男	佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びキに定める使用料を除く。）	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	1 受託者の住所・氏名等
湘南鷹取5丁目第2公園、根岸公			東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	住 所
			東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	氏 名
			東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	取 納 事 務

区豊洲三丁目3番3号	データ 代表取締役 本 間 洋
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社 代表取締役 横 山 敏 貴
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポブラ 代表取締役 目 黒 俊 治
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 丸 谷 智 保

地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの

東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本 間 洋
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯 吉 真

2 委託の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
令和2年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
浦賀丘3丁目自治会	紺 野 守 横須賀市浦賀丘3丁目8番9号	猪 岐 松 男 横須賀市浦賀丘3丁目7番7号

横須賀市告示第80号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。
令和2年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役	

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	本 間 洋 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩	国民健康保険法第76条第1項に定める保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの	8 番27号	代表取締役 飯 吉 真		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		2 委託の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	~~~~~		
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕		横須賀市告示第81号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。 令和2年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明	1 受託者の住所・氏名等		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋			住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社 代表取締役 横 山 敏 貴			横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 遠 藤 千 洋	救急医療センター条例第10条第2項第3号に定める手数料
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋			2 委託の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	~~~~~	
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポブラ 代表取締役 目 黒 俊 治		横須賀市告示第82号 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。 令和2年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明	1 受託者の住所・氏名等		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本 間 洋			住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋			東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	横須賀市病院事業条例第10条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第2項に定める使用料及び手数料（使用料については、横須賀市立うわまち病院に係る平成19年度分までのもの及び横須賀市立市民病院に係る平成21年度分までのものに限る。）
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 丸 谷 智 保		2 委託の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	~~~~~		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		横須賀市告示第83号 道路区域変更及び供用開始に関する告示 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年4月10日からその供用を開始します。 その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。 令和2年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明			
東京都港区港南一丁目	株式会社しんきん情報サービス					

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,247	旧	金谷3丁目346番の19地先から 金谷3丁目350番の6地先まで	メートル 2.3～2.7	メートル 50.1
	新	金谷3丁目346番の19地先から 金谷3丁目350番の6地先まで	2.3～4.5	50.1
3,737	旧	長井2丁目2371番地先から 長井2丁目2350番地先及び2345番の2地先まで	2.7～3.3	87.8
	新	長井2丁目2371番地先から 長井2丁目2350番地先及び2345番の2地先まで	2.7～4.6	86.5

5,861	旧	公郷町5丁目103番の26地先から 公郷町5丁目103番の18地先まで	2.4～2.5	27.6
	新	公郷町5丁目103番の26地先から 公郷町5丁目103番の18地先まで	2.4～3.2	27.6

公 告

横須賀市公告第56号 (令和2年3月27日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。
令和2年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第57号 (令和2年3月27日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和2年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成31年4月15日 31開第1号	令和2年3月13日 令1第21号	横須賀市吉井1丁目210番ほか2 筆	横須賀市小川町26番地9 株式会社建新 代表取締役 大 口 隆 弘

横須賀市公告第58号 (令和2年3月31日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和2年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
平成30年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第4期分	平成31年2月22日
		第4期分	令和2年3月16日
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和元年9月27日
		第3期分	令和元年11月28日
		第4期分	令和2年2月25日
	市 民 税 県 民 税 (特別徴収)	1月分	令和2年3月9日
		第2期分	令和元年8月27日
			令和元年3月16日
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第3期分	令和2年1月28日	
		令和2年3月16日	
		第4期分	令和2年3月16日

(別紙略)

横須賀市公告第62号 (令和2年4月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告

します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和2年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料 決定通知書	2月分及び3月分の納期限は、 令和2年4月20日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第63号 (令和2年4月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和2年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和元年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第64号 (令和2年4月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和2年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日

令和元年度	国民健康保険料	6 月 分	令和元年7月31日
		12 月 分	令和2年1月31日
		1 月 分	令和2年2月28日

(別紙略)

横須賀市公告第65号 (令和2年4月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和元年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第66号 (令和2年4月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和元年度	後期高齢者医療保険料	1 月 分	令和2年2月28日

(別紙略)

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第1号 (令和2年3月23日 掲 示 済)

公文書管理規程（平成21年横須賀市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

横須賀市長 上 地 克 明

第10条第1項を次のように改める。

職員は、電子メール（横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）第2条第3号に規定する情報システム（以下単に「情報システム」という。）を含む。以下同じ。）により受領した文書について、到達に係る事務の処理をする必要があるものは、文書管理システムにより処理するものとする。ただし、事務処理上、印刷物として出力する必要があるときは、この限りでない。

第12条第1項を次のように改める。

職員は、事案を処理するため起案するときは、文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、紙による決裁（以下「紙決裁」という。）の方法により起案するものとする。

(1) 議案又は公文例規程（昭和39年横須賀市訓令甲第1号）

第2条第1項に規定する令達（条例、規則及び訓令に限る。）に係る回議をするとき。

(2) 紙の公文書を用いて回議することが適当なとき。

第12条第2項本文中「回議用紙（第7号様式）」を「次条第1号に規定する必要な事項その他の事項を記載するための市長が別に定める様式による回議用紙（以下「回議用紙」という。）」に改め、同項ただし書中「前項第2号イ」を「前項第2号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員は、文書管理システムにより回議する場合において、決裁文書の一部について紙の公文書を用いる必要があるときは、当該紙の公文書を添付して起案することができる。

第12条第4項本文中「横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）第2条第3号に規定する情報システム（以下単に「」及び「」という。）」を削る。

第13条第1号中「保存期間、セキュリティ・レベル等」を「保存期間等」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「文書綴名」を「簿冊名」に改める。

第14条の2を削る。

第7号様式（表）を次のように改める。

第7号様式 削除

第7号様式（裏又は継続紙）を削る。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和2年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	株式会社セディナ 代表取締役 小野直樹	横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

横須賀市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和2年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川龍男	水道事業用行政財産使用料徴収規程第2条第3項に規定する駐車場の使用料

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

横須賀市上下水道局告示第8号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年4月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
563	株式会社三春商会	益子陽一	横須賀市森崎一丁目18番24号	令和2年3月16日	令和7年3月15日
564	株式会社ワースハンド	原麻里	海老名市東柏ヶ谷一丁目14番29号橋ビル202	令和2年3月24日	令和7年3月23日

横須賀市上下水道局告示第9号
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第15条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として継続指定しました。
令和2年4月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須89	株式会社米持工業	渡邊宏	横須賀市大矢部二丁目11番19号	令和2年4月1日
須91	有限会社横須賀設備工業所	生松務	横須賀市鴨居一丁目22番15号	同
須92	東京ガスライフバル飯田株式会社	杉浦誠	横須賀市三春町三丁目9番地の11	同
須93	中台工業株式会社	佐藤朗	横須賀市鴨居一丁目13番1号	同
須95	後藤設備有限会社	後藤裕三	横須賀市公郷町六丁目20番地	同
須97	株式会社鈴木商会	鈴木計章	横須賀市長井二丁目7番10号	同
須99	あおき設備	青木勲	横須賀市野比2丁目24番7号	同
須102	株式会社小崎組	小崎尊之	横須賀市東逸見町二丁目50番地	同
須106	株式会社蛭田設備設計	蛭田孝之	横須賀市池上七丁目13番11号	同
須107	株式会社神奈川保健事業社	西之宮聡	横浜市金沢区鳥浜町4番地18	同
須108	株式会社金子工業所	金子繁夫	横浜市戸塚区矢部町939番地	同
須112	宮内工業株式会社	宮内昭孝	横浜市港北区箕輪町二丁目8番22号	同
須120	有限会社裕伸	松本健志	横須賀市大津町四丁目2番13号	同
須121	株式会社三田設備	蛭田尚幸	三浦市南下浦町金田380番地	同
須190	英工業株式会社	近藤謙司	横浜市戸塚区深谷町743番地9	同
須194	株式会社茅ヶ崎設備工業	深谷祐介	茅ヶ崎市みずき二丁目21番9号	同
須197	佐藤工業	佐藤将司	横須賀市長井5丁目10番30号	同
須199	株式会社ウエダ設備	上田隆一	横浜市緑区鴨居三丁目43番3号	同
須200	株式会社神奈川管工	羽田崇	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目27番地2-1階	同
須202	有限会社港水道工業所	川上重明	横浜市鶴見区浜町一丁目5番地の3	同
須205	株式会社アクアテック	高妻康宏	横浜市緑区鴨居七丁目1番25号アクアテックビル	同
須277	有限会社皆川興業	皆川五百城	横浜市保土ヶ谷区常盤台61番55号皆川興業ビル2階	同
須279	株式会社大五建設	小山健治	綾瀬市早川1345番地38	同
須284	有限会社一由設備	小豆澤一	横浜市南区井土ヶ谷上町21番11号	同
須285	アイカワ設備	相川竜一	横須賀市久里浜3丁目17番8号	同
須336	株式会社風間建設	風間裕児	横須賀市長坂三丁目14番17号	同
須338	有限会社見上総合設備	見上修一	海老名市東柏ヶ谷三丁目13番19号	同

横須賀市上下水道局告示第10号
平成30年横須賀市上下水道局告示第56号により指定した指定

下水道工事店柳総合建設株式会社は、次のとおり所在地を変更しました。

令和2年4月10日
横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須375	柳総合建設株式会社	柳 南 龍	横須賀市大矢部四丁目45番2号	横須賀市坂本町二丁目40番地9

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第5号 (令和2年3月25日
掲 示 済)

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月25日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する
規則

生涯学習センター条例施行規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（使用料の還付に関する特例）

- 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する政令で定める日までの間における使用料の還付についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「とし」とあるのは「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止を理由として、使用料の全額を納付した使用者がその使用期日に使用するに至らなかったと教育委員会が認めるときとし」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第6号 (令和2年3月31日
掲 示 済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年4月1日から同月27日までの間、供用を休止します。

令和2年3月31日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館
- 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館
- 横須賀美術館の一部
- 横須賀市生涯学習センターの一部

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第4号 (令和2年4月1日
掲 示 済)

令和2年第4回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年4月1日

横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 日時 令和2年4月10日午後3時
- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項

- 農地法第3条の規定による許可申請について
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
- 農地等の現況に関する照会に対する回答について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和元年7月10日付け横須賀市報第1771号 14453 ページ横須賀市規則第17号中「特定給付サービス事業者」は「特別給付サービス事業者」の誤り

令和元年8月13日付け横須賀市報第1773号 14480 ページ横須賀市上下水道企業管理規程第2号中「公布」は「公表」の誤り

令和元年9月25日付け横須賀市報号外第7号17ページ左欄下から7行目中「第3条第4項中「とき」の次に「（大型自動車等を駐車しようとする場合を除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。」は「第3条に次の1項を加える。」の、同欄下から4行目中

「ただし、駐車場に大型自動車等を駐車しようとするときは、事前に指定管理者の許可を受けなければならない。

き

は

「6 前項の規定にかかわらず、大型自動車等を駐車させるための駐車場の利用に係る駐車券の交付を受けた者は、当交付の後直ちに使用料を納付しなければならない。

た

該 の、同号18ページ左欄中「同表多目的室の項中」は「同

表多目的室の項中「拡声器」を「拡声装置」に、」のいずれも誤り